

永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例及び永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

### 永平寺町条例第3号

永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例及び永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年永平寺町条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

3 職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。

(1) 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業

(2) 新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業

4 前項の手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)

(2) 前項第2号の作業 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)

5 同一の日において、第3項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は支給しない。

(永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年永平寺町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当)

第7条の2 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第13条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務に係る報酬)

第13条の2 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬については、フルタイム会計年度任用職員の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月3日から適用する。